

平成25年加美町議会第3回定例会会議録第4号

平成25年9月20日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	大 類 恭 一 君
宮崎支所長	早 坂 雄 幸 君
総務課長補佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	小 山 弘 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会会長	我孫子 武 二 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 認定第 1 号 平成 24 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2 号 平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 24 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 24 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 24 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 平成 24 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 平成 24 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 平成 24 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 報告第 11 号 平成 24 年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第 14 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について
- 第 15 委発第 2 号 「宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」の提出について
- 第 16 議員派遣の件について
- 第 17 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

午後 3 時 0 0 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番一條 光君、16番高橋源吉君を指名いたします。

次の日程に入る前に、加美町議会改革特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

加美町議会改革特別委員会委員長に一條 寛君、副委員長に三浦 進君、以上のとおり選出されました。

日程第 2 認定第 1 号 平成 2 4 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 平成 2 4 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3 号 平成 2 4 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4 号 平成 2 4 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5 号 平成 2 4 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 平成 2 4 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7 号 平成 2 4 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 8 号 平成 2 4 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第11号 平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号平成24年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成24年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成24年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成24年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成24年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第9号平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第10号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の11件はいずれも平成24年度決算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

認定第1号から認定第11号までは平成24年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長工藤清悦君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 工藤清悦君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（工藤清悦君） それでは、平成24年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第

76条の規定により報告をいたします。

認定第1号平成24年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号平成24年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成24年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成24年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成24年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

以上、報告を終わります。

○議長（下山孝雄君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）

討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認定第1号平成24年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成24年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成24年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成24年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成24年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成24年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成24年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成24年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成24年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成24年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 報告第11号 平成24年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長（下山孝雄君） 日程第13、報告第11号平成24年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第11号平成24年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、ご説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通会計の赤字の割合をあらわし、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合をあらわすもので、この2つの財政指標につきましては、平成24年度において全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれぐらいの割合かをあらわし、平成22年度から平成24年度までの3カ年の平均値を実質公債費比率としているものです。平成24年度の実質公債費比率は平成23年度の13.5%から2.0ポイント改善し、11.5%となっております。

なお、今後の実質公債費比率の見通しであります。平成25年度以降も減少傾向で推移すると試算しております。

次に、将来負担比率についてですが、これは公債費や債務保証など加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対してどれぐらいかの割合をあらわしたもので、平成24年度の将来負担比率は78.3%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これも平成23年度の95.3%に対し17.0ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計においても黒字だったため、資金不足比率は表示されていないものであ

ります。

以上、全ての数値において健全化の範囲にありますことを報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇願います。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして審査に付されました平成24年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業におけます資金不足比率につきまして審査を行いました。

初めに、平成24年度財政健全化審査意見書について申し上げます。

町長より提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたところ、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも早期健全化基準に該当せず、実質公債費比率は11.5%、将来負担比率78.3%で、いずれも早期健全化基準より下回っております。

是正改善を要する事項につきましては、実質公債費比率が地方債許可団体基準であります18%以上からも下回っておりますので、大幅に財政の改善が図られているものと判断されますが、なお一層の健全化に向けた財政の運営を望むものであります。

続きまして、平成24年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計におけます経営健全化審査意見書につきましては、まとめて申し上げます。

いずれの会計におきましても資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は適正に作成しているものと認められました。

また、資金不足比率につきましては、平成24年度は資金剰余金が水道事業会計では7億9,633万8,000円、下水道事業特別会計では1,844万4,000円、浄化槽事業特別会計におきましては142万2,000円がそれぞれございますので、資金不足比率には該当いたしません。したがって、特に指摘すべき是正・改善を要する事項はございませんでした。

以上のとおりご報告とさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 実質公債比率についてお伺いしますけれども、合併当初は県内でもワーストクラスでかなり下位だったんですけれども、この11.5%で今現在県内でどの程度のランク

といたしますか、わかれば教えてください。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

平成24年度の数字で11.5%ということであります。失礼しました、これは県内で下から数えまして7番目というところに位置しております。以上です。失礼しました、ワースト7ということです。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。そのほかにございせんか。そのほか質疑はございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成24年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を終了いたします。

日程第14 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について

○議長（下山孝雄君） 日程第14、請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、お手元に配付しております請願書を朗読させていただきます。

2013年9月2日

請願人住所 宮城県大崎市古川駅前大通一丁目5-33

団体名 宮城県教職員組合古川支部加美地区協議会

代表者 長谷川雅明

紹介議員 伊藤由子

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

請願事項

義務教育費国庫負担制度の維持・拡充をはかり、負担率を2分の1に復活することについて、国および関係行政機関に対し、意見書を提出していただきたい。

請願理由

義務教育費国庫負担制度については、2006年から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。これによって地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税に

よる調整にゆだねられるようになりましたが、8割を越す道府県で財源不足が生じています。

「三位一体改革」によって削減され続けている地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、結局、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となります。仮に、税源移譲配分額が国庫負担削減額を上回る自治体であっても、その増額分が教育予算に配分される保障はありません。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度を維持し、負担率を2分の1に復活させることが必要です。

政府は、負担率削減にとどまらず、引きつづき義務教育費国庫負担金の全額税源移譲と制度の廃止を検討していると伝えられています。

また、今年7月からの国に準じた教職員の賃金削減では、義務教育費も削減されており、制度の趣旨からは大きな問題であると言わざるを得ず、来年度の削減は行わないよう求めるものです。

つきましては、来年度に向けて、請願事項の内容を国及び関係行政官庁に意見書として提出していただくよう強く要請いたします。

別紙の意見書については、ごらんになっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（下山孝雄君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。伊藤由子さん、ご登壇願います。

〔7番 伊藤由子君 登壇〕

○7番（伊藤由子君） お手元にあるかと思いますが、朗読させていただきます。

請願理由

義務教育国庫負担金制度については、2006年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、これによって地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整にゆだねられるようになりましたが、多くの都道府県で財源不足が生じております。

地方交付税は「三位一体改革」によって削減され続けています。地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、結局、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となります。仮に、税源移譲配分額が国庫負担削減額を上回る自治体であっても、その増額分が教育予算に配分される保障はありません。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度を維持し、負担率を2分の1に復活させることが必要です。

政府は、負担率削減にとどまらず、引きつづき義務教育費国庫負担金の全額税源移譲と制度の廃止を検討していると伝えられています。

また、今年7月からの国に準じた教職員の賃金削減では、義務教育費も削減されており、制度の趣旨からも大きな問題であると言わざるを得ません。来年度の削減は行わないよう求めるものです。

つきましては、来年度に向けて請願事項の内容を国及び関係行政官庁に意見書として提出していただくよう強く要請いたします。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書については、会議規則第91条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書については教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 委発第2号 「宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」
の提出について

○議長（下山孝雄君） 日程第15、委発第2号「宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤鉄郎君） それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

厚生労働省が発表した平成23年の合計特殊出生率が前年と同率の1.39となった。人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城

県の平成23年度の合計特殊出生率は前年の1.30から1.25と下降している。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な育成への影響のみならず、社会経済や社会保障の在り方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児医療費助成制度は公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重大な役割を担っている。また、被災した子どもたちは生活環境の激変により心身ともに影響を受けており、安心して受診できる制度が必要である。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院が3歳未満まで、入院は就学前までを対象にし、全国的に見ても最低の4県の内の一つである。全国では2012年4月現在、通院を就学前まで助成する県が30県、それ以上まで助成する県が10県、群馬県・東京都・鳥取県は15歳年度末まで助成している。

県内市町村の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興を目指すにあたり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月

宮 城 県 加 美 町 議 会

宮城県知事 村 井 嘉 浩 あて

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ここで、提案者の趣旨説明をお願いいたします。三浦又英君、ご登壇願います。

〔18番 三浦又英君 登壇〕

○18番（三浦又英君） それでは、委発第2号「宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」について、提案理由を申し上げ、意見書（案）はお手元の資料のとおりです。

さて、厚生労働省の統計によると、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は平成23年度においては1.39であり、人口を維持するに必要な2.08への回復は依然として困難な状況にあります。

少子化の進行は子ども自身の健全な成長への影響のみならず、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少など、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。少子化の一因に働く女性がふえているにもかかわらず、働きながら安心して子供を産み、育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあり、中でも子供の医療費負担は大きなものとなっています。

このような中、加美町においては乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の無料化を中学3年生まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めているところであります。しかしながら、国の制度として確立していないがために都道府県によって基準が違い、宮城県の乳幼児医療費助成制度は通院は3歳未満、入院は就学前までを対象としており、全国的に見ても最低限のものとなっております。また、県内の各市町村では、本町と同様に独自に助成年齢を拡大しているところではありますが、財政的負担が大きいものとなっています。

よって、宮城県に対して充実した子育て支援ができるよう、早急に乳幼児医療費助成制度における通院助成年齢を全国並みの義務教育就学前まで拡充されるよう強く求めるためにも地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご理解の上、議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより委発第2号宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、委発第2号「宮城県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書」の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件について

- 議長（下山孝雄君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第17 閉会中の継続調査について

- 議長（下山孝雄君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長工藤清悦君より、健全な行財政運営について、生活基盤の整備について調査が必要なため、教育民生常任委員会委員長三浦又英君より、保健・医療・福祉の充実について、幼児学校教育及び生涯学習の環境整備について調査が必要なため、また、請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について審査が必要なため、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より、産業経済基盤の充実について調査が必要なため、議会運営委員会委員長高橋源吉君より、議会改革、議会活性化について調査が必要なため、議会改革特別委員会委員長一條寛君より議員定数及び議員報酬等のあり方について、議会基本条例について調査が必要なため、以上5委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月25日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成25年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時50分 閉会